

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(補助金の交付の申請<u>手続</u>)</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(補助金の交付の決定の<u>通知</u>)</p> <p>第5条 知事は、前条の補助金交付申請書の内容が適切であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条の補助金交付申請書の内容が適切であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p>

第6条～第8条 略

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業を完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(県内発注)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2

第6条～第8条 略

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業を完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(追加)

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成

年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1号の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第3号及び第7号から第9号まで、第8条、第9条第3項並びに第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成18年3月30日から施行する。

(附則)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1号の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(追加)

(附則)

- 1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第3号及び第7号から第9号まで、第8条、第9条第3項並びに第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成18年3月30日から施行する。

(附則)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

(附則)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月25日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うこ

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月25日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うこ

とができる。

(附則)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月24日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

とができる。

(追加)

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付申請書

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的と内容

3 事業着手予定日

4 事業完了予定日

5 添付書類

- (1) 所要額調査書 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 収支予算書 (別紙3)
- (4) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
生年月日

補助金交付申請書

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金の交付を受けたいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 所要額調査書 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 収支予算書 (別紙3)
- (4) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

補助金概算払請求書

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金（決定通知番号 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

1 補助金交付決定額 円
2 既交付額 円
3 今回請求額 円

申請者 住所

氏名

〔振込口座〕

銀行 支店

1 普通預金（口座番号）
2 当座預金（口座番号）

※申請者印を省略する場合は、下枠内に記入してください。

発行責任者（フルネーム）：	連絡先（ ）
担当者（フルネーム、発行責任者と同一人物でも可）：	連絡先（ ）

第3号様式（第7条関係）

概算払請求書

金 円

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金（決定通知番号 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円
既交付額 円
今回請求額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

〔振込口座〕

銀行 支店

1 普通預金（口座番号）
2 当座預金（口座番号）

※申請者印を省略する場合は、下枠内に記入してください。

発行責任者（フルネーム）：	連絡先（ ）
担当者（フルネーム、発行責任者と同一人物でも可）：	連絡先（ ）

第4号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました重度心身障害児・者歯科診療事業を完了しましたので、高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
2 補助金精算額	金	円
3 補助金受入済額	金	円
4 差引額	金	円
5 添付書類		
(1) 所要額精算書	(別紙4)	
(2) 事業実績書	(別紙5及び別紙6)	
(3) 収支決算(見込み)書	(別紙7)	

第4号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました重度心身障害児・者歯科診療事業を完了しましたので、高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
2 補助金精算額	金	円
3 補助金受入済額	金	円
4 差引額	金	円
5 添付書類		
(1) 所要額精算書	(別紙4)	
(2) 事業実績書	(別紙5及び別紙6)	
(3) 収支決算(見込み)書	(別紙7)	

--	--